障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和2年3月9日(月)

社会・援護局障害保健福祉部 企 画 課

2 第6期障害福祉計画に係る基本指針について

(1) これまでの議論の経緯等について

都道府県・市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行の計画期間が令和2年度末までであることから、令和3年度を初年度とする第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成に係る基本指針の見直しについて、昨年10月から社会保障審議会障害者部会で議論を重ね、去る1月17日に開催された障害者部会において、見直しの方向性について、了承されたところである。

基本指針の告示については、パブリックコメント等の手続を経た上で、4月中を目処に行う予定であるのでご了知願いたい。

各自治体におかれては、改定後の基本指針を踏まえつつ、令和2年度中に障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成し、全ての項目において成果目標を設定するようお願いする。

なお、計画策定にあたっては、障害者等のサービス利用の実態やニーズを把握、分析した上で、数値目標等を設定するようお願いする。

最後に、令和2年度中に都道府県計画の策定状況等を把握するため、成果値 目標等の設定について、報告をお願いすることとしているので、ご了知いただ きたい。

(2) 基本指針の見直しの主なポイント

【地域における生活の維持及び継続の推進】

○ 入所等から地域生活への移行について、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保することを基本指針に記載する。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、包括的かつ継続的な地域生活支援体制整備を今後も計画的に推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後の地域における定着に関する成果目標を追加する。
- アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進することについて、基本指針に記載する。

【福祉施設から一般就労への移行等】

○ 「一般就労への移行」における就労移行支援事業の取組を更に進めるとともに、就労継続支援の取組も評価していくため、第5期の成果目標を整理・統合する中で、移行者数の目標値において、就労移行支援の目標を明確化するとともに、就労継続支援A型及びB型についても事業目的を踏

まえた上で成果目標を追加する。

- 就労定着支援の更なるサービス利用を促すため、利用者数を成果目標として追加するとともに、定着率の数値目標については、平成 30 年度報酬改定の内容(就労定着率(過去 3 年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数)に応じた基本報酬)に合わせて設定することとする。
- このほか、以下の取組を進めることが望ましいことを基本指針に記載する。
 - ① 農福連携の推進に向けた理解促進及び就労継続支援事業所等への支援
 - ② 大学在学中の学生の就労移行支援の利用促進
 - ③ 高齢障害者に対する就労継続支援B型等による適切な支援及び高齢障害者のニーズに沿ったサービスや支援につなげる体制構築

【「地域共生社会」の実現に向けた取組】

○ 引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに 取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確 保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制 の構築に取組むことについて、基本指針に記載する。

【発達障害者等支援の一層の充実】

○ 発達障害者等に対する支援に関して、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要であることを基本指針に記載する。

【障害児通所支援等の地域支援体制の整備】

- 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進することが重要であることについて、基本指針に記載する。
- 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとすることが必要である旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図ることについて、基本指針に記載する。
- 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して、
 - ・ 障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要があること

- ・ 難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校(聴覚障害)等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要であること
- を基本指針に記載する。
- 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して、
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たってその人数やニーズを 把握する必要があり、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要が あること
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保 について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が 必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等 を検討する必要があること
 - を基本指針に記載する。

【相談支援体制の充実・強化等】

○ 相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能の 更なる強化・充実に向けた検討を行うことが必要であることを記載する。

【障害者の社会参加を支える取組】

- 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県 による障害者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支 援を行うセンターの設置を推進することついて、基本指針に記載する。
- 読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第四十九号)を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備を計画的に推進する必要があることについて、基本指針に記載する。

【障害福祉サービス等の質の向上】

○ 近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが必要であることから、障害福祉サービス等の質の向上させるための体制を構築することを成果目標に追加する。

【障害福祉人材の確保】

○ 障害福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取組むことが重要であることについて、基本指針に記載する。

(3) 成果目標に関する事項

基本指針第二の成果目標については、直近の状況等を踏まえて見直しを行うとともに、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質の向上について、新たに成果目標を設定する。

さらに、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等については、成果目標の追加・変更を行う。

成果目標の見直しの概要

【施設入所者の地域生活への移行】

- 現在の基本指針では、
 - ・ 平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が令和2年度末までに 地域生活に移行することを基本とする。
 - ・ 平成 28 年度末時点の施設入所者数を令和 2 年度末までに 2 %以上削減することを基本とする。

としている。

- 次期基本指針では、基準となる時点を平成 28 年度末時点から令和元年 度へ変更するとともに、障害者の重度化・高齢化の状況等を踏まえて、令 和5年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。
 - ① 施設入所者の地域生活への移行 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する ことを基本とする。
 - ② 施設入所者の削減 令和元年度末時点の施設入所者数の 1.6%以上削減することを基本 とする。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】(項目の見直し)

- 現在の基本指針では、
 - ・ 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況

令和2年度末までに全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉 関係者による協議の場を設置することを基本とする。

- ・ 市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 令和2年度末までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による 協議の場を設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場 合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
- 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)

令和2年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を、国が提示する推計式を用いて設定する。

・ 精神病床における早期退院率(入院後3か月時点、6か月時点、1年 時点)

令和2年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、6か月時点の退院率を84%以上、1年時点の退院率を90%以上とすることを基本とする。

- 次期基本指針では、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する必 要があることから、新たに令和5年度末における成果目標の設定を次のと おりとする。
 - ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活 日数

令和5年度末における精神障害者の精神病床から退院後1年以内の 地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

- ② 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満) 令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以 上、65歳未満)を、国が提示する推計式を用いて設定する。
 - ※ なお、令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数の全国の目標値は、令和元年と比べて6.6 万人から4.9万人減少になる見込みである。
- ③ 精神病床における早期退院率(入院後3か月時点、6か月時点、1年 時点)

令和5年度における入院後3か月時点の退院率を69%以上、6か月時点の退院率を86%以上、1年時点の退院率を92%以上とすることを基本とする。

【地域生活支援拠点等が有する機能の充実】(項目の見直し)

- 現在の基本指針では、
 - ・ 令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

としている。

○ 次期指針では、現行の成果目標を維持しつつ、令和5年度末における成果目標の設定を次のとおりとする。

・ 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。

【福祉施設から一般就労への移行】(項目の見直し)

- 現在の基本指針では、
 - ・ 令和2年度中に平成28年度実績の1.5倍以上が福祉施設から一般就 労へ移行することを基本とする。
 - ・ 令和2年度末における就労移行支援の利用者数が平成28年度末の利用者数から2割以上増加することを目指す。
 - ・ 令和2年度末において、就労移行支援の利用者のうち就労移行率が3 割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。
 - ・ 就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

としている。

- 次期指針では、直近の状況等を踏まえ、令和5年度末における成果目標 の設定を次のとおりとする。
 - ① 令和5年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとする。
 - ② 就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、引き続き現状の利用者数を確保するとともに、移行率の上昇を見込み、令和5年度中に令和元年度実績の1.30倍以上とすることを基本とする。
 - ③ 就労継続支援A型及びB型については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施するものであることから、その事業目的に照らし、それぞれ、令和5年度中に令和元年度実績の概ね1.26倍以上*、1.23倍以上*を目指すこととする。
 - * 就労継続支援A型は、移行率が着実に上昇していくと見込み設定。就労継続支援B型は、 移行率は現状を維持するとともに、利用者が着実に増加していくと見込み設定。
 - ④ 就労定着支援の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。また、就労定着支援の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

【障害児支援の提供体制の整備等】(項目の見直し)

○ 現在の基本指針では、

- ・ 令和2年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困 難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・ 令和2年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を 利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・ 令和2年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- ・ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和元年度末までに、 各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保 育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本 とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与 した上での、圏域での設置であっても差し支えない。 としている。
- 次期指針では、障害児支援の提供体制の整備等について、令和5年度末 における成果目標の設定を次のとおりとする。
 - ① 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に 少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
 - ② 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を 利用できる体制を構築することを基本とする。
 - ③ 聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障害)等の連携強化を図るなど、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
 - ④ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
 - ⑤ 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【相談支援体制の充実・強化等】(新規)

- 相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、総合的・ 専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を 着実に進めていく観点から、次の成果目標を設定する。
 - ・ 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的

な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を 確保することを基本とする。

【障害福祉サービス等の質の向上】(新規)

- 各都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図る ための体制を構築するため、次のとおり成果目標を設定する。
 - ・ 令和5年度までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取 組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しについて(案)

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県·市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。次期計画期間はR3~5年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉人材の確保

- ・福祉施設から一般就労への移行
- ・発達障害者等支援の一層の充実
- 障害者の社会参加を支える取組
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・障害福祉サービス等の質の向上

3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- •地域移行者数:R元年度末施設入所者の6%以上
- ・施設入所者数:R元年度末の1.6%以上削減
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
 - ・精神病床の1年以上入院患者数:10.6万人~12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人~4.9万人減)
 - ·退院率:3カ月後 69%、6カ月後 86%、1年後 92% (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍
 - うち移行支援事業:1.30倍、就労A型:1.26倍、就労B型:1.23倍(新)
- ・就労定着支援事業利用者:一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所:7割以上(新)
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等
- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保(新)
- ・保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス を各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化【新たな項目】
- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
- ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】
 - ・各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

障害福祉計画及び障害児福祉計画 に係る成果目標及び活動指標について

- 成果目標①:施設入所者の地域生活への移行
- 成果目標②:精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 成果目標③:地域生活拠点等が有する機能の充実
- 成果目標④:福祉施設から一般就労への移行等
- 成果目標⑤:障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- 成果目標⑥:相談支援体制の充実強化等
- 成果目標⑦: 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
- 〇 活動指標の全体像